

小学校・家庭

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P2～4参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合

1 指導計画作成上の配慮事項（解説 P66～72 参照）

(1) 新設された主な配慮事項は次の3点である。

ア 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を生活体験等と関連付けてより深く理解するとともに、一連の過程を重視した学習の充実を図ること。

イ 「A家族・家庭生活」の(4)については、2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させること。その際、A(2)又は(3)、B、Cで学習した内容との関連を図り、課題を設定できるようにする。

ウ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の5点である。

ア 「A家族・家庭生活」から「C消費生活・環境」までの各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年については、実態等に応じて各学校において適切に定めること。

イ 「A家族・家庭生活」の(1)のアについては、第4学年までの学習を踏まえ、5学年の最初に履修させるとともに、内容AからCの学習と関連させるようにすること。

ウ 「B衣食住の生活」の(2)及び(5)については、2学年間にわたって取り扱い、平易なものから段階的に学習できるように計画すること。

エ 題材の構成に当たっては、実態を的確に捉えるとともに、内容相互の関連を図り、指導の効果を高めるようにすること。その際、他教科等との関連を明確にするとともに、中学校の学習を見据え、系統的に指導ができるようにすること。

オ 道徳科などとの関連を考慮しながら、家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いと指導上の配慮事項（解説 P72～76 参照）

(1) 新設された主な配慮事項は次の3点である。

ア コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。

イ 生活の自立の基礎を培う基礎的・基本的な知識及び技能を習得するために、調理や製作等の手順の根拠について考えたり、実践する喜びを味わったりするなどの実践的・体験的な活動を充実すること。

ウ 一人一人の個性を生かし伸ばすよう、個に応じた指導の充実に努めること。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の2点である。

ア 衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること。

イ 家庭や地域との連携を図り、児童が身に付けた知識及び技能などを日常生活に活用できるように配慮すること。

	平成30年度	平成31年度	平成32(2020)年度
平成30年度 5・6年生	5学年 △	6学年 △	
平成31年度 5・6年生		5学年 ○	6学年 ◎
平成32(2020)年度 5・6年生			5学年 ◎
配慮事項	平成32(2020)年度の新学習指導要領全面実施を円滑に行うために、平成31年度の第5学年において、ガイダンスを含めて新学習指導要領の内容を卒業までに履修できるように、2学年間を見通した指導計画を作成することが必要である。 (△：現行のみでも可 ○：全面実施に向けて新学習指導要領によることが望ましい ◎：全面実施)		